

## 鳥取県告示第 36 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町上津黒字西ヶ谷392の1、393、394、395の1、395の2、麻生字小池546から548まで、548の1、548の2、549、549の1、549の2、550の1、551、552、558、落岩字暮ノ谷632の21、632の50

### (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町石田百井字長畑190の1、字荒神谷711の1、716から718まで、719の1、土師百井字坂口349の1、350の1、351の1、字東薬谷423から431まで、字谷口通り乙444から446まで、451、451の1、字西薬谷455、456、459、上峰寺字笑ヒ道谷386の1、郡家字妙楽460、字通谷西平749、751の1、752の1、752の2、753の1、756の1、757の1、758の1、字明楽759、760の1、麻生字澤600の1、600の4、601の1、601の2、池田字上平638の2、638の5、字瀧ノ奥西平641の3、641の5、641の6、641の8、字善坊東平642の2から642の4まで、米岡字舟伏ヨリフキ通マデ807の2

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

郡家字妙楽460、字通谷西平749、751の1、752の1、752の2、753の1、756の1、757の1、758の1、字明楽759、760の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町宮谷字吉谷292の2、294の2から294の4まで、郡家字神馬720の2(次の図に示す部分に限る。)、738の1、字通谷東平741の3、741の4、742、743の3、字通谷西平745の2、748、758の2、西御門字下ホフキ1005の1、1005の2、1006の1から1006の4まで

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)